

平成27年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

2月17日（火）13:00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて

議案第2号 茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて

議案第4号 指定管理者の指定期間の変更について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて

議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合規約の変更に関する意見について

（報告事項）

1 平成26年度3月補正予算要求について

2 平成27年度教育部予算の概要について

3 訴えの提起に関わる臨時代理の報告について

4 市道1級16号線拡幅工事に伴う新治小学校用地の変更について

5 私立幼稚園保育料の設定について

6 定期監査結果の報告について

7 平成27年第3回（3月臨時会）、平成27年第4回（3月定例会）及び平成27年第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第5号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成27年第2回（定例会）

- 1 期日 平成27年2月17日（火）
開会 午後1時00分
閉会 午後2時10分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 鎌田 俊郎
委員長職務代理者 鈴木 一代
委員 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 鈴木 一代
委員 齋藤 晟

- 鎌田委員長 : 平成27年第2回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鈴木委員と齋藤委員にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が5件となっております。
それでは、議案第1号「教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」を議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。
- 各委員 : 異議なし。
- 鎌田委員長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退出をお願いします。

《関係者以外退席》

- 鎌田委員長 以上で秘密会は終了します。関係者以外の入室をお願い致します。

《 関係者以外の入室 》

- 鎌田委員長 : 続きまして、議案第2号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願い致します。
- 鈴木教育部長 : 「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。
 本案は、猿袋青年館について、地元自治会から集会所として更なる有効利用を図りたいとの申し出がありましたので、青年館の用途を廃止し、普通財産とした上で、地元へ移管するため所要の規定の整備をいたすものでございます。
 なお、猿袋青年館は、千葉県補助金等交付規則の規定に基づく処分制限期間であります、建築後20年を経過いたしております。
- 鎌田委員長 : 議案第2号について質疑をお願いします。
 特にございませんか。それでは、議案第2号について採決に入ります。
 議案第2号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 鎌田委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
 次に、議案第3号「指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」と議案第4号「指定管理者の指定期間の変更について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」は関連議案ということですので、合わせて説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : 議案第3号「指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」及び議案第4号「指定管理者の指定期間の変更について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。
 本2案は、茂原市青年館4館における指定管理者の指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、茂原市青年館に係る指定管理者の指定及び指定期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。
 まず、議案第3号「指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」でございますが、本案は、茂原市青年館3館の管理運営に関し、改めて平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、地元自治会等を指定管理者として指定しようとするものでございます。
 なお、青年館は、地元からの要望により、市及び県の補助金並びに地元寄付金により建設された施設であり、地域住民等の活動場所として利用されていることから、候補者の選定にあたっては非公募とし、地元自治会等を指定管理者の候補者とするよう「指定管理者選定委員会」に諮り、選定基準に基づく審査の結果、指定管理者の候補者として選定いたしました。
 次に、議案第4号「指定管理者の指定期間の変更について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」でございますが、本案は、吉井青年館に係る指定管理者の指定期間を「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」から「平成24年4月1日から平成27年6月30日まで」に変更しようとするものでございます。
 吉井青年館につきましては、地元自治会から集会所として更なる有効利用を図りたいとの申し出があり、青年館用地として借り受けている国有地の貸付料支払期間の終期である平成27年6月30日をもって青年館を用途廃止し、地元自治会への移管を予定していることから、指定管理者の指定期間の変更により対応しようとするものでございます。
- 鎌田委員長 : 議案第3号及び議案第4号について質疑をお願いします。
 特にございませんか。それでは、採決に入ります。
 先に議案第3号について採決に入ります。議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 鎌田委員長 : 議案第3号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
 引き続き議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。
鎌田委員長 : 議案第4号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。次に、議案第5号「長生郡市広域市町村圏組合規約の変更に関する意見について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第5号「長生郡市広域市町村圏組合規約の変更に関する意見について」ご説明申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合の規約変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、2月6日に茂原市議会議長から、別紙のとおり照会がありました。

長生郡市広域市町村圏組合は、教育委員会を設置し視聴覚教材センターの設置及び管理に関することを共同処理していることから、規約を変更する場合に関係地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないとされています。

今回の規約変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「教育委員会は5人の委員をもって組織する。」を「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」に改正するものです。

鎌田委員長 : 議案第5号について質疑をお願いします。

古谷教育長

長生広域教育委員会にも教育長がいて、それは茂原市が教育長を務めるというように内規で決まっています。ですから、茂原の教育長が広域の教育長を務めるということになります。それから、委員はこちらと同じ4名で、任期も4年でございます。

今回、教育委員会制度が改正されまして、改めて体制を整備するという事で保護者委員を正式に入れようということですので、4人の教育委員のうち1名が保護者委員、残りの3名が各町村の教育長の持ち回りとなります。

鈴木委員 : 法改正により、新教育長となりますが、広域はどうなりますか。

古谷教育長 : 茂原の教育長が新教育長という形で就きます。

鈴木教育部長 : 制度は茂原市も広域も新しい教育委員会制度になりますので、それに基づいて運営されることとなります。

古谷教育長 : 今までは教育委員でしたが、4月1日から変わる場合は、教育長として議会に諮るということとなります。

鎌田委員長 : 今度、私が保護者委員として広域の教育委員会に出ることになったのですが、長生郡市に教育委員会があるのを知らなかったのですが、どういう位置付けなのでしょう。

古谷教育長 : 長生広域は視聴覚教材センターというものを持っています。そこが教育委員会の所管になります。ですから、長生広域の教育委員会というのは、視聴覚教材センターの運営のためだけにあります。鎌田委員がおっしゃいましたが、各町村の教育長に話を聞いたら保護者委員は茂原で出してほしいということでしたので、鎌田委員にお願いして議会に提案し2月20日に議会で採決があります。

鎌田委員長 : 他に無いようですので、採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

鎌田委員長 : 議案第5号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項の1「平成26年度3月補正予算要求について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次長 : 報告事項1の平成26年度3月補正予算要求についてご説明申し上げます。内訳を2頁目の歳出からご説明いたします。

奨学資金貸付金は、利用者が少なかったために減額補正をするものです。また、3段目の小学校施設整備事業と右側の頁で、2段目の図書館管理運営費と3段目の図書館移転事業については、入札等による不要額を減額補正するものです。

一方、増額分としては、学校教育課所管ですが、萩原小学校の吹奏楽部の楽器整備に65万円、また茂原中学校の図書整備費に20万円、部活動用具に5万円のそれぞれ指定寄附がありました。また、図書館管理運営費で、足立委員のバンドから5万円の指定寄附があり、図書購入費として計上させていただいたものです。

1頁目にお戻りください。歳入については、国庫支出金の小学校費負担金と補助金を、当初国の補助単価で予算化してありましたが、概ね実際かかった工事費で交付決定を受けたことによる増額分です。

奨学金の元利収入は、歳出の減額補正に伴う減額です。義務教育施設債については、歳出の工事請負費・工事監理業務委託料といった事業費の減と国庫支出金の増額による減額です。教育費寄附金については、歳出で説明したとおり指定寄附分でございます。以上でございます。

- 鎌田委員長 : この件について、質疑はございますか。
- 足立委員 : 歳入の負担金と補助金と交付金の違いを教えてください。
- 藤乗教育部次長 : 負担金は耐震化に伴いまして、新たに倉庫を整備するとか体育館に無かったトイレを整備するとか、そういった新たに作るものについての国の負担金でございます。交付金につきましては、補助金と言いますか、国の耐震化の基準に沿いましてIS値が3とあって3以下だと50%ですとか割合が決まっているんですが、簡単に言いますと、負担金は今までに無かったものを作る際の国の補助、改修の場合には交付金ということでご理解いただきたいと思っております。
- 足立委員 : 30棟の決算見込で竹本議員の質問に52億6千万円くらいかかるとお答えしていましたが、だいぶ歳出が少なくなったわけで、そうすると52億6千万円という数字がいくらに変わるんですか。
- 藤乗教育部次長 : 五郷小だけ入札前だったので予算額で算出しましたが、それ以外については契約金額で算出しています。
- 中村課長補佐 : 五郷小を契約額とした場合、設計費と合わせ約50億円となります。
- 古谷教育長 : 今の耐震化の件ですが、30棟ということで市長がずっと説明してきましたが、その前に茂原中の体育館とか東中の体育館とか本納中の管理教室棟の大規模改修、萩原小も豊岡、東部、東郷の体育館も耐震補強を行ってまいりました。全部合わせると約94億円です。去年から来年まで30棟工事を実施しました。小中学校の耐震補強対象は84棟ありますが、そのうち48棟について、耐震補強工事と改築を行ってまいりました。
- 足立委員長 : 耐震工事の内、約27%が国からの補助金であると言われていたと思いますが、茂原中、東中、本納中についても、その位の割合で国から補助金が交付され、残りは起債をしているんですか。
- 中村課長補佐 : 個々の事業で補助金の割合が異なります。以前の工事も概ねそのくらいになると思います。
- 鈴木教育部長 : 国の財政状況によって、今回もそうですが増額されています。その年の財政状況によって、パーセンテージが若干ですが差が出てきます。
- 足立委員 : 私たちが友達と話している時、半分は国が出してくれているという考えが非常に多いのです。ですが、実際は4分の1強なので、そういうところをちゃんと知っていないと我々としては答えられなくなってしまうので、茂原中や東中、本納中がどのくらいの割合なのかお聞きしました。
- 鎌田委員長 : 私もほとんど国が出しているのだと思っていました。30%弱しか出ていない。後は茂原市が出している。
- 鈴木教育部長 : 要は、起債の充当率が引き上げられたので、かなり進んだのですが、通常は工事費に対して6割~7割程度が一般的です。残りは市町村が単年度で負担する形ですが、今回の場合は補助金と対象外経費を除き、起債として認めましたので、事業が進んだということです。
- 鎌田委員長 : これは来年の3月に終わるのでしょうか。
- 鈴木教育部長 : 27年度末に完了します。実際の工事自体は3月までかからないです。来年の今頃には全部終わっています。
- 鎌田委員長 : 他に無ければ、続いて報告事項の2「平成27年度教育部予算の概要について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次
長

報告事項2の平成27年度教育部予算の概要について、ご説明いたします。なお、本件につきましては、昨年は各課長や施設長からそれぞれ説明いたしましたが、今年は資料を事前にお配りしてごさいませんし、また説明もこのあと表彰式のある関係で私の方から一括して説明させていただきます。十分ご理解いただけない点もあろうかと思えます。本日の質疑後にご不明な点にお気づきになりましたら、次回の教育委員会議でも質疑を承りたいと思えますので、よろしくお願いたします。

最初に、2枚目の歳出から、増減の大きい科目を中心にご説明いたします。教育総務課の2段目9款1項2目の事務局費では、奨学資金貸付金の利用者減に伴う減額等により前年度比545万円余の減額となっています。9.2.1小学校の学校管理費では、特殊建築物定期調査報告委託料等の減により810万円余の減額、9.2.3小学校の学校建設費では、耐震工事の最終年度として、茂原小学校渡り廊下棟耐震補強工事のほか、豊田小多目的室、緑ヶ丘小・新治小の体育館の天井等落下防止工事を実施しますが、今までのような大規模工事ではないため、前年度比8億946万円余の大幅な減額となっています。

次に、9.2.3中学校の学校建設費では、小学校同様天井等落下防止工事として全中学校の武道場と西陵、富士見、南、早野中の各体育館のバスケットゴールや照明等の落下防止工事を実施し、さらに東中学校の屋外トイレを改築するため2億6,290万円を計上しましたが、前年度が天井落下防止工事の設計業務委託料のみであったため、比較しますと約2億5,400万円の増額となっております。また、幼稚園費では補修工事費の増により352万円余増えております。

次に、学校教育課関係ですが、9.2.1小学校学校管理費では、AEDの更新等により446万円余の増額、9.2.2教育振興費では、教科書改訂に伴う指導書の購入費1,860万円余のほかに、特別教育支援員を2名増員し、また配置日数も180日から200日に増やしたための費用等431万円余、また東部小肢体不自由児童入学に伴う備品購入費81万円余等の増加により、2,783万円余の大幅な増額となっております。

9.3.1中学校学校管理費では、AEDの更新等により207万円余の増額、9.3.2教育振興費では、パソコンリース更新に伴う255万円余の増額、中学生海外研修の個人負担軽減のため155万円の負担金増額等により計207万円余の増額となりました。

また、幼稚園費では、就園奨励費補助金において26年度に補助額の引上げと満3歳児が対象に加えられたことによる増額、特別教育支援員2名の増員等により1,900万円余の大幅な増額となっています。

次に共同調理場では、光熱水費の増535万円、備品購入費の増215万円、工事請負費の増308万円等により1,547万円余の増額となっています。

次に生涯学習課の関係ですが、社会教育総務費では、各社会教育関係団体・文化団体への補助金の見直しにより、補助金合計額が約665万円と前年度比205万円増額されたこと等により、293万円余の増額となりました。また、図書館費では図書館移転事業の皆減等により9,107万円余の減額となっております。

裏面をご覧ください。

体育課の体育施設費では、土日祭日と平日の夜間管理業務委託について26年度実施の入札による委託料の減額約113万円と特殊建築物定期検査業務委託料約99万円減等により、106万円余の減額となりました。公民館と指導センターにおいては大きな増減がありません。美術館については、受電設備更新等工事請負費の減等により、412万円余の減額となりました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

教育総務課では、耐震補強工事の縮減で国庫支出金と起債において、5割近い減額となっております。

学校教育課の幼稚園保育料の減額は、園児数の減員によるものです。一

方、幼稚園補助金が332万円余20%の増額となりましたが、就園奨励費補助制度の単価改定による増額分です。

給食調理場で負担金が558万円余増えていますが、26年度の歳出の方で食数をできるだけ正確に出そうとしたためにかなり余裕のない予算になってしまい、大変窮屈な賄い材料費となってしまったため、幅を持たせるため増額したものです。

以上、雑駁な説明でしたが、ご不明な点がありましたら、質疑をお願いいたします。

- 鎌田委員長 : この件につきまして、何かご質問ありますか。
- 足立委員 : 東部台文化会館が入っていないんですが、これはどうしてですか。
- 藤乗教育部次長 : 東部台、文化会館は4月1日の組織改正後、教育委員会の所管になりますので、今の段階ですと教育委員会の施設ではございませんので載せておりません。
- 足立委員 : 特別教育支援員が幼稚園で2名、小学校で2名の増員ですと23名になるということですか。
- 宮本学校教育課長 : はい。
- 鎌田委員長 : 支援員というのはどういう方ですか。元教員とかそういう方ですか。
- 宮本学校教育課長 : 支援員については、特に教員免許を必要とはしていませんので、元教員の方も若干おりますが、大半の方はそうではない、元々ハローワークで緊急雇用で応募していただいた方が、形を変えて報奨費という形で支援員を続けていただいている方も大勢います。特に教員にこだわっていません。
- 鎌田委員長 : パートということですか。
- 宮本学校教育課長 : 非常勤という扱いです。
- 齋藤委員 : その方の資質というのは自己申告ですか。
- 宮本学校教育課長 : 緊急雇用の時の募集からすると、雇用促進という意味合いがございました。子どもに付いて、学習への指導は必要としておりませんので、多くの専門性は必要としていないところでございます。ただ、子どもに付いて生活をしていただきますので、その資質については事前に面接を行ってその上で採用を決めています。
- 鈴木委員 : 小学校の支援員が今までの180日から200日に増やしたということですが、幼稚園の支援員2名も同じようにということでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 雇用の形がまだ2通り残ってまして、1つは報奨費という180日という限定がついていた雇用の方です。ただ、それは小中学校に限っていました。幼稚園は元は緊急雇用でありました賃金形式の雇用ですので、年間で言いますと220日です。20日間を11カ月という雇用となっておりますので、若干異なります。ただ、27年度については、両方の雇用とも200日と揃えました。
- 鎌田委員長 : 他に無いようですので、次の報告事項へ移ります。報告事項の3「訴えの提起に関わる臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。
- 藤乗教育部次長 : 先月の教育委員会会議でも少しご説明申し上げましたが、改めてご説明させていただきます。平成27年1月22日付で奨学金の返済が無い高額滞納者に対し、支払督促を送付したところ、債務者1名より督促異議申立書が裁判所に提出されました。督促異議申立書が提出されると民事訴訟法395条により通常訴訟に移行するため訴えを提起することとなります。訴えを提起する場合は、茂原市教育委員会行政組織規則第7条第1項第16号により教育委員会会議の議決事項であります。裁判所への提出期限が平成27年2月13日（金）までとされていたことから、教育委員会会議を召集する時間的余裕がないことから、前回の教育委員会会議でご説明したとおり、同規則第8条第1項の規定により教育長の臨時代理で処理しましたので、ご報告をさせていただきます。
- 鎌田委員長 : この件につきまして、質疑をお願いします。
- 足立委員 : 異議の申し立てということですが、意義の内容はどのようなものですか。
- 藤乗教育部次長 : 本人からこういうものを裁判所へ出すということで事前に通知がありま

- 長 した。それによりますと、制度について、督促とか延滞金について借りる際に説明があったのかということが1つ。それから、書類を見せてもらったところカラーコピー等書類を改ざんしている面が見受けられるということ。それから、自分は連帯保証人になった覚えはないということです。この3点が主な内容です。
- 齋藤委員 : 方向性はどういう風になりますか。
- 藤乗教育部次長 : 茂原市としては顧問弁護士に依頼しておりますので、そちらの方で争っていただくことになろうかと思えます。
- 足立委員 : 奨学金の延滞金についてなんですが、奨学金はそもそも苦しいから貸し付けているわけですね。苦しくて払えなかったとって、利息を付けるのは分かるのですが、延滞金でまた苦しめてしまうというのは考えを変えた方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
- 鈴木教育部長 : 奨学金につきまして、足立委員の言われたとおり全ての方が経済的な理由で借りて大学等に行くという形で運用されているわけですが、中には善意で無い方もいますので、そういう延滞金という制度があるということはご理解いただきたい。延滞金につきましても、延滞利子の減免規定がその中にございます。その方の経済情勢を見て、延滞利子減免ということも考えることは可能でありますから、良い方と悪い方をセットにしてシステムとしては運用されておりますので、その方のお話をよく聞いて、経済状況などを考慮した流れの中で、対応してまいりたいと考えております。
- 鎌田委員長 : この件はよろしいでしょうか。続きまして、報告事項の4「市道1級16号線拡幅工事に伴う新治小学校用地の変更について」の説明をお願いいたします。
- 藤乗教育部次長 : 報告事項4の「市道1級16号線拡幅工事に伴う新治小学校用地の変更について」ご説明いたします。
この新治小東側隣接の南北道路は、圏央道の開通及び新治工業団地の造成に伴い車両通行量の増加が見込まれており、市の土木建設課において歩行者及び車両の安全確保のため、延長180mの用地買収と拡幅工事を行いたいということで、道路拡幅に伴う新治小学校進入路の変更及び教育財産の一部売却についての協議文書が届きました。
詳細は、お配りしてある事業概要書と協議内容書によりご理解いただいていると思いますが、要点としますと、まず進入路変更によりプールの機械室と倉庫の移設が必要になること、道路拡幅により学校用地を約400㎡道路用地へ変更すること、さらに道路用地買収に係る権利者から学校用地の一部売却要望が出ていることについて、協議の文書です。この件については、測量等が終わってから正式に議決案件として上程する予定ですので、ご承知置きをお願いいたします。
- 鎌田委員長 : この件につきまして、質疑をお願いします。
特に無いようですので、次の報告事項へ移ります。報告事項の5「私立幼稚園保育料の設定について」の説明をお願いいたします。
- 宮本学校教育課長 : 報告事項の5「私立幼稚園保育料の設定について」の説明を申し上げます。
平成27年度は4月から開始の「子ども・子育て支援新制度」における私立幼稚園の保育料の設定について、説明をさせていただきたいと思えます。前提として、市内にある5私立幼稚園は、平成27年度は4月から新制度への移行はしないと意思表示、確認をしているところですので、これから提案するものが直接27年の4月から茂原市内の幼稚園に通う保護者の方に影響を及ぼすことはないという前提でお聞きください。
26年度までの私立幼稚園の保育料は園が独自に保育料を設定しております。保護者の方々が月々その保育料を負担して、年度末に就園奨励費補助金それから園児補助金を受け取るということで、それぞれの家庭の経済状況に応じた応能負担という形式を取っているところがございます。
今のところが1番ということですので、続いて2番に入ります。茂原市内は先程申しましたように影響がすぐ及ぶことはありませんが、市外にある

新制度に移行する私立幼稚園に市内在住の子どもが通園する場合は、茂原市が定める保育料をその園に支払うことになることから、今回、私立幼稚園保育料を茂原市としても定める必要があります。実際1名のお子様が東金にある私立幼稚園に通っておりまして、4月からその東金の私立幼稚園が新制度に移行するということになっておりますので、その必要性があるとお考えいただきたいと思います。今回定める新制度に移行する私立幼稚園の保育料は、これまで園が独自に設定していた保育料から、保護者の所得に応じた保育料に変更になります。つまり、始めから保育料の段階から応能負担という所得に応じた料金設定になります。したがって就園奨励費補助金と園児補助金の支給はなくなります。

3番に入ります。新制度における保育料は、国が定める基準額を限度として、市町村が定めることとされています。下に示してあるのが国の基準ということになっていますが、国の基準は、私立幼稚園保育料の全国平均で設定しているため、これをそのまま茂原市に適用すると、茂原市の5つの私立の保育料というのは全国の平均の保育料よりも低いことから現在の保護者の負担額が増加してしまうことになります。

そこで、4番ですが、子育て支援の充実という観点から子育てにかかる負担が増加しないように、市内5つの私立幼稚園の保育料の平均から補助金交付額を控除し、保育料案を設定することで現在協議中です。

今申しました、市内の私立幼稚園の保育料の平均というのは、1万8千円から2万2千円の間で設定されていまして、入園料も5万円から8万円の間で設定されています。こちらの平均を取るとしたところ、保育料の平均と入園料を3年保育と考えた場合の年額として足しますと、25万1,700円が年額の平均、月に直しますと2万1千円の保育料と算出されるところでございます。それに対する全国の平均というのは、年間30万8,400円、月額2万5,700円となります。これだけの差がありますので、国の基準で設定してしまいますと、茂原市の保護者にすると保育料が単純に高くなってしまふという懸念があるところです。

ですので、先ほど述べましたように、茂原市の5つの私立幼稚園の平均利用者負担が年間で25万1,700円。そして現在の制度でいう就園奨励費の補助額を所得別に当てますと、それぞれの負担がちょうど利用者負担額というところに表れて参ります。市内は一律に年額8千円の援助補助金を出していますので、そこからさらに8千円を控除いたしますと、利用者負担額となります。年額の金額から月額に直したものが、0円から最大2万300円というような負担になると想定しているところでございます。

その料金が1枚目に戻っていただきますと、茂原市の私立幼稚園料（案）となっているところでございます。世帯を5つの階層区分に分けまして、その階層区分に応じた保育料を0円から最大でも月額2万300円と設定すれば、それぞれ現在の保護者が負担している保育料と大きく変わらない額の設定になると考えています。

しかしながら、現在、庁内で協議をしているという段階でございまして最終決定までには至っていないというのが現状です。最終的な決定につきましては、福祉部の子育て支援課で取り扱っております保育所、そして公立の幼稚園を含めて1号認定から3号認定の部分と、それに係る保育料という内容の規則改正を行って、最終決定となる予定です。

- 鎌田委員長 : この件につきまして、質疑をお願いします。
- 足立委員 : 再来年度のことを考えると、茂原市の幼稚園の一律の保育料もこれに準じてくるんでしょうか。

- 宮本学校教育課長 : 公立幼稚園の保育料も応能負担という形に直して、設定する必要は出てきます。ただ、現在、公立幼稚園の保育料が月額7,000円ですので、それをいきなり私立の設定に直しても保育料が上がってしまうというような懸念が当然ございます。公立幼稚園の保育料につきましても、周辺市町村の状況を勘案しながら、出来るだけ現在からの負担が大幅に増えることがないように設定したいと考えています。
- 鎌田委員長 : 今やっているのも応能負担なのですよ。先程おっしゃっていた、年度末に補助金をもらえるというのを今までやっているのですよね。今の制度とこの制度の違いというのがまだ納得できないのですよね。
- 宮本学校教育課長 : やり方は今委員長がおっしゃられたとおり、後で調整して応能負担とするのか料金設定のところから5階層に分けて応能負担とするのかという違いになるかと思えます。
- 鎌田委員長 : 変えることによって誰が良くなるんですか。
- 鈴木教育部長 : 幼稚園は文部科学省で、保育園は厚生労働省で、認定こども園は内閣府という形です。行政が縦割りで3本ラインが流れていて、それぞれに利害関係もあります。基本的な考えとして原点となっているのは、今回応能負担の関係は、どんな施設を使おうと応能負担してもらうことを国の子育て支援の柱にしたいという概念があると思えます。幼稚園というのは、就園奨励費で調整はしていますが、基本的に一律の保育料をいただくという概念が最初ありました。その流れからすると国の目指しているところは、応能負担でどこの施設にしようとして所得に合った負担をしていただくということだと理解しています。ただ、国の所管官庁が全て異なるので、利害関係が出てきますので、その調整が国の中でうまくいっていないのが現状だと思います。今年の4月1日からとなっていますが、まだ政令も最終的なものが出ていない状態ですし、予算もまだ議会を通過していません。そういう状態の中で、本来であればもっと早い時期に形も予算も確定してスタートする予定だったのでしょうが、現実問題としては年度に入りこんでしまうような形のスタートを切らざるを得ない現状です。市町村もそれを追いかけているんですが、国の方針が決まらないうと追いかけることが出来ず、現状保護者を始め、皆様方にご迷惑をお掛けしていることは重々承知しています。今回の保育料については、私立については移行しない、公立については現行水準を維持するという形で出来るだけ被害が無いような形で対応しています。全面的にご理解いただけるような説明が出来ない苦しい状況であることをご理解頂ければと思います。
- 足立委員 : 先程の話だと、これに該当するのは今のところ1人だということで、後はいらっしゃっても数人程度だと思いますが、ということは今回この数字を作りましたが、来年度またこの数字が変わってくることは十分考えられるんですよ。
- 鈴木教育部長 : 27年度については、市外の私立に1名行かれることが想定されています。その方は対応いたします。28年度以降、市内5つの私立幼稚園の内、新制度に移行するところが出てくると思います。現状では、話を聞いていると多くても2園くらい。適当な表現ではないかもしれませんが、5つの私立幼稚園については、27年度は様子を見ているのだと思います。新制度に移行した方が有利なのか、移行しない方が有利なのか、移行しても元に戻すことが出来る制度ではあるんですが、とりあえず様子を見たいというのが現状だと思います。
- 鎌田委員長 : 数字は現状ではこの数字ですが、状況によって検討します。
- 鎌田委員長 : 続きまして、報告事項の6「定期監査結果の報告について」のご説明をお願いします。
- 藤乗教育部次長 : 2月9日付で教育委員会宛てに監査委員から平成26年度定期監査の結果について(その3)という形で報告が来ています。

実際、事務局と1月の26日から28日にお話させていただいた中で、所見ということで裏面の方へ色々報告事項が出ています。

この件につきましては、今後各課で検討しまして、出来るものはすぐに行動いたしたいと思っておりますし、出来ないものも出てくると思っておりますが、それについても次の時に報告させていただきたいと思っております。

- 足立委員 : 毎年これは出てきますが、例えば1年経ってから、前年度の所見に対しての報告はしなくていいのですか。
- 藤乗教育部次長 : この定期監査の席で、前年度指摘事項についてどう改善したかや出来なかったことなど報告しています。所定の様式がございまして、所見に書いてあることについて、どう取り組んでどういう風にしたのかということを書き文書で予め報告するような形になっています。
- 齋藤委員 : 茂原市の監査委員は元吉さんと森川さんの2名ですか。どちらが代表ですか。
- 鈴木教育部長 : 2名です。元吉さんが代表監査委員です。
- 鎌田委員長 : 他に無いようですので、続きまして報告事項の7「平成27年第3回（3月臨時会）、平成27年第4回（3月定例会）及び平成27年第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いします。
- 藤乗教育部次長 : 第3回教育委員会会議は、3月の臨時会ということで毎年教職員の人事異動の関係でやっています。それにつきましては3月11日の水曜日、午前中に中学校の卒業式がございまして、午後1時から9階会議室で行いたいと思っております。また、4回目の定例会、3月の定例会でございまして、3月26日木曜日、午後3時から9階の会議室で行いたいと思っております。4月につきましては、4月30日木曜日、午後3時から9階の会議室で行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 鎌田委員長 : 日程はよろしいでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 鎌田委員長 : それでは以上で終了しますが、他に何か報告事項はございますか。無いようですので、それでは第2回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月26日

委員長

署名委員

署名委員